

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

| | | |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| フリガナ 氏名 (姓、名) | ホリイケ コウヨウ 堀池 航洋 | 授与番号 甲 1672 号 |
| 学位の種類 | 博士(政策科学) | 授与年月日 2023 年 3 月 31 日 |
| 学位授与の要件 | 本学学位規程第 18 条第 1 項該当者 [学位規則第 4 条第 1 項] | |
| 博士論文の題名 | 明治前期における出生届制度および死亡届制度の成立・展開過程に関する研究—住民はいかにして把握されたか— | |
| 審査委員 | (主査) 重森 臣広 (立命館大学政策科学部教授) | 森 道哉 (立命館大学政策科学部教授) |
| | 真淵 勝 (立命館大学政策科学部特任教授) | 清水 唯一朗 (慶応義塾大学総合政策学部教授) |
| 論文内容の要旨 | <p>1. 論文の構成</p> <p>本論文は戸籍制度の成立から明治 19 年における改訂にいたる過程を、住民把握行政の形成史として解明する研究である。近代国民国家は「国民」として概念化される人口集団は諸種の情報の集成として把握される必要があり、この情報は収集され、記録・管理され、活用されることになる。本論文の主たるトピックである死亡届および出生届は、「国民」の規模に関わる情報の収集に関わる部分である。</p> <p>本論文の構成は以下の通りである。「序論」、第 1 章「住民把握にかかる研究の現状と課題」、第 2 章「明治期戸籍制度・地方制度の変遷」、第 3 章「死亡届制度の成立・展開過程」、第 4 章「出生届制度の成立展開過程」および「結論」となっている。</p> <p>2. 論文内容の要旨</p> <p>国民番号制度の導入・活用をめぐる昨今の議論にもみられるように、住民把握は公行政の重要な課題であり続けている。住民把握が申請・届出制度を通じて行われる場合、申請・届出のコストが住民側に発生するため、未届けや虚偽の申請・届出が発生する可能性が常にあり、それによって収集された情報(公的記録)と事実の間に乖離が生ずる可能性がある。そうした乖離を解消するための方策の発見・構築が重要な意味をもつ。人々はなぜ自身の個人情報から自らコストを負担してまで公行政に伝達するようになるのか。本論文の問題意識の根底にあるのは、申請・届出を通じた政府の情報収集に伴うこうした問題への関心である。</p> <p>第 1 章の課題は二つある。一つは、住民把握に関する研究史の検討、いま一つは日本の戸籍制度研究の整理と検討である。産業化による社会的流動性の高まりから社会の匿名性が顕著になり、ここから個人を同定する行政技術への関心が生まれ、さらにそれが書面による記録と保存・管理の方法および書式の標準化を進めていく。他方、政府の役割が多様化するにつれ、住民把握およびそれによって収集される情報は、政府の社会経済的目標と結びつき、</p> | |

再分配政策の手段として活用されることになる。この場合、住民による個人情報の提供は行政サービスの受益条件となる。ここでは住民把握行政のこれら諸側面を解明する内外の研究が検討されている。日本の戸籍制度についてはすでに多くの研究蓄積がある。ただし、その多くは戸籍制度と旧身分制度の関係、戸籍制度にみられる家族主義、日本固有の近代化過程に対するその影響が主たる論点となっており、住民把握行政の形成という観点から戸籍制度を捉えた研究はそれほど多くない（大西裕、羅芝賢など）。本論文もまた戸籍制度を住民把握行政研究の対象として位置づけるものであるが、とくに研究史上空白であった国民（住民）情報の収集装置（情報の入口）にあたる届出制度に焦点を据え、その形成、変化、成否の評価を行なうことが研究目的である。

第2章では、戸籍制度運用において第一線に位置づけられ、その事務処理を担う「戸長」の職位・役割の変遷を中心に、明治初期における地方制度改革が跡づけられる。制度運用の実働部分の権限・力量の実態は制度の成否を左右するが、「戸長」は制度上、行政官吏であると同時に、村落等の名望家がその職位に充当されていたがために、「惣代性と官僚性の二重性」、すなわち「官」であると同時に「民」でもあるという独特なポジションにあった。戸籍制度を通じた私的情報の収集は国家の行政目標であるが、「戸長」は新政府の新たな制度の下で設定された行政目標の達成を職務としながらも、なお惣代的な側面を残存させており、住民の代表とみなされ、ときに住民の反発・不満に直面せざるを得なかった。その後、地方制度改革を通じて、当初、官選であった「戸長」が公選職位に変更され、さらに再度官選とされるなど目まぐるしくそのポジションが変更されたのは、こうした軋轢を軽減し効果的な行政目標の達成を企図したものである。明治4年の戸籍法制定から同19年の改訂以後の安定期にいたるまでの死亡届および出生届の限界と不安定さの背景には、こうした「戸長」の職位・権限・力量の高い流動性があったのである。本章では、このような条件の下で、国家（政府）と町村住民の間にどのような軋轢が生じ、それがどのように制度的に克服されたのかが明らかにされている。

第3章では、死亡届制度の導入とその後の変化および同制度をとりまく社会的および制度的な環境が明らかにされる。死亡届は情報収集装置として比較的早期に良好に機能しはじめたが、その要因がここでの論点である。死亡届は明治4年の戸籍法によって制度化された。しかし、当初は届出手続の詳細が規定されていないなどの制度的不備があり、届出の遅滞・未届けの問題が発生していた。また、コレラ等の伝染病の流行以後は、強硬な公衆衛生措置が罹患者およびその家族・親族にたいするスティグマ効果を生み出し、死亡事実の秘匿の問題も発生させた。死亡に関する公的記録と事実との間に大きな乖離が生じたのである。こうした状況を改善すべく、戸籍法制定から明治9年の内務省通達までの期間に、死亡情報の正確性・有用性を確保するために変更が行なわれる。当初、旧慣を踏襲して死亡届は「戸長」にたいする口頭報告にすぎず、しかも報告期限の定めがなかった。明治7年の医制により、担当医師は病名・死亡にいたる経過・死亡理由を3日以内に医務取締役に報告することが義務づけられ、死亡届の手続きに医師（西洋医）が制度的に介在することになる。これにより死亡者の年齢、地域、死因、職業など死亡者に関する詳細な情報の収集が可能になった。ここに死亡の確定診断を医師が行ない、それを受けて死亡者の「家人」が「戸長」に死亡事実を届出する経路が形成されることになる。伝染病の流行によって生じた死亡事実の秘匿に関しては、明治13年の東京府布達（甲第75号）により一連の死亡届手続と埋葬免許証の交付が連結され、死亡届の提出・受理が埋火葬の必須条件になった。明治17年にはこれと同様の規則

が全国化されることになる。これを契機に死亡届制度が政府の期待通りに作動しはじめる。本論文では、埋火葬の許可が住民による死亡届制度の受容の誘因になったと結論づけられる。コスト負担を伴う新制度の受容には何らかの誘因が必要である。誘因は経済的な利益計算の結果であったり、危険や恐怖の回避であったり、様々でありうる。本章によれば、この時期の死亡届制度の場合は、埋火葬の条件設定が「死の穢」あるいは「穢」にまつわる住民の強い信念体系、「穢」の払拭への住民の強い願望を刺激する誘因として作動したのである。

第4章で扱われる出生届は死亡届とは異なる経過をたどることになる。死亡届と同様に出生届は明治4年の戸籍法によって導入されたが、当初から届出の虚偽・遅滞および未届けが横行していたにもかかわらず、明治19年の戸籍制度改革にいたるまで、ほとんど変更・修正が行われていない。なぜ公的記録と事実の乖離が明白であったにもかかわらず、それが放置されていたのか（届出制度の失敗の放置）。ここでは、正確な出生届が回避された典型例として「私生子」がとりあげられ、「私生子」に関連する当時の慣行が検討されている。「私生子」「公生子」が法的に区別されたのは明治6年の太政官布告第21号以後のことであるが、それ以前から婚外子である「私生子」を別の夫婦の「公生子」として偽装したり、偽装された「公生子」をさらに別の夫婦に養子縁組するなどの慣行があり、専門職としての医師の介在を要しない出産については、出産そのものが容易に秘匿できた。また、出生届制度が導入されたとはいえ、旧慣を引き継いだまま運用されることが多く、届出の様式も期限も地方によってまちまちである状態が続いていた。本論文ではその理由を、「私生子」のやりとりや偽装された養子縁組といった旧慣を打破し、新制度受容へ導く誘因が不在であったことによるとする。出生届は財産所有・相続のために戸籍の法的確定を要する一部の階層にとって重要な意味をもつにすぎなかった。そうでない階層にとっては、届出の虚偽・遅滞および偽装によって被る不利益もほとんどなかった。また、政府の関心もそれほど高くなかったことがうかがわれる。伝染病流行への対応のために公衆衛生上の施策にリソースのほとんどを費やしていたことから、出生届の機能不全にたいする関心は相対的に稀薄であった。さらに、出生届によって得られる情報は乳幼児死亡率を知る上で重要であったものの、西洋諸国と比較して当時の日本は特段に乳幼児死亡率が高いという認識がなかったこともある。つまり、旧慣を打破するだけの誘因の欠如と政府サイドの政策課題の優先順位の低さの両者があいまって、上に述べた出生届制度の機能不全が放置され続けたのである。

結論においては、本論文の学術的成果が以下の2点にまとめられている。第一は、近代国民国家形成期における国民情報収集装置（届出制度）の推移を、明治初期の政府・住民関係の観点から明らかにした点である。情報の管理と活用フェーズに関するこれまでの研究を踏まえた上で、情報収集の入口にあたる届出制度に焦点を据えたことで、戸籍制度研究を補完する意義がある。第二は、戸籍制度形成史を追跡、分析する中で得られた住民把握行政一般の理解・分析に援用可能な理論フレームの発見である。戸籍法が当初、悉皆調査による情報収集を目論んでいたにもかかわらず、そうした調査は一度実施されただけで、これ以後、届出の手法が活用されるようになったのは、悉皆調査に伴う政府のコスト負担の問題があったからである。届出制度は、このコストを住民側に転嫁するものであるが、コストを負担する住民が届出制度を受容する条件は何か。本論文では、誘因とその作動環境の分析が行われ、明治初期の戸籍制度をめぐるのは、旧慣が誘因形成に導いたケース（死亡届）と逆に旧慣の強さが誘因形成に失敗したケース（出生届）とが取り扱われた。誘因とその作動環境に着眼することは、申請・届出による住民把握行政の成否を評価し、あるいは新たな住民把握業務を設計する際に、理論的・実践的な意義を有することが示されて本論文は結ばれている。

1. 論文の特徴

本論文の特徴は以下の通りである。第一に、本論文がとりあげた戸籍制度は、家族法・法社会学等の分野において法制史研究の主題として多くの研究業績が蓄積されているが、ここでは住民把握という行政機能・業務の形成、変容およびその評価という観点から、行政史と呼びうる接近法を採用した点である。近代国民国家形成期に進められる行政制度の近代化を念頭におきつつ、住民情報を収集し、これを公的に記録し、さらにそれを国家統治のリソースへと変換・活用する一連の行政業務の成否の要因を探求する接近法にその特徴がある。

第二に、近現代にわたる住民把握行政の生成と発展を視野に、住民把握行政における情報の経路を「収集」「管理」「活用」に区分したうえで、これまでの研究において比較的手薄であった「収集」のフェーズに着眼し、戸籍制度のうち2つの届出制度（死亡および出生）の成否とその原因を解明した点である。情報の収集装置である届出制度が十分に設計されていなければ、収集された情報は不完全であることを免れず、事実と乖離した公的記録に依拠した行政施策の成功は難しい。この点で、情報収集装置としての届出制度を焦点化したことは意義深い。

第三に、届出制度の成否を左右するのは、届出を要請される住民にたいする誘因が制度的に準備できるか否かにあるが、その誘因は当該住民が置かれている行為空間によって形成される作動環境が生み出すものであるという知見の発見である。新政府の設立直後であり、新たな制度受容にたいする反対給付等を行なうだけのリソースに乏しかった時期を主題にしただけに、この誘因とその作動環境の重要性が浮き彫りになったといえるが、これは今日の行政環境においても適用可能な一般性をもつといえる。

2. 論文の評価

明治初期の制度形成と変容を主題とする本論文は、利用可能な一次史料を活用するだけでなく、様々な分野による戸籍制度研究の業績を踏まえたものであり、歴史研究としても一定の高い水準にある。上にも述べたように、届出制度に着眼することで新たに解明された点が数多くあることも高く評価される。さらに、住民把握行政研究の成果を取り入れることで、収集された情報の正確性（事実と公的記録の乖離の最小化）、制度が想定するクライアントによる制度受容のメカニズムの解明等、むしろ今日においてこそ実践的な意義をもつ視点を中心にすえた議論が展開されていることは、政策科学研究としての性格を色濃くもつものだといえる。

ただし、本論文には限界もある。申請者が末尾で記しているように、戸籍制度運用の第一線官吏である「戸長」を中心とした地方制度改革と住民の反発・不満の記述は興味深いものの、そこでの記述はどれだけ一般性を有するのか。都市部と農村部とで差異はなかったのか。史料的条件に左右される論点ではあるが、この点は疑問が残る。また、届出制度の成否の分析は明快であるが、とくにその成功により新制度が受容されることで、個人や地域社会にどのようなインパクトが生じたのか。いずれも、今後の研究によって補完されるべき論点ではあるが、この種の研究にはその解明が求められる。

最後に、これも今後の研究への期待となるが、この研究が依拠する方法論的な視野については、やや物足りなさを感じる。申請者は第1章末尾の脚注において、本論文の分析視角は、理論的に親和性があると理解しうる政治学という新制度論の系譜と異なる旨を強調しているが、十分な説明ができていない。この論文における誘因とその作動環境に関する議論で焦点化しているのは、フォーマルな公的制度（法制度）である戸籍法上の届出制度であり、その主たる受容誘因は旧慣（一種の規範的制度）である。本論文の理論フレームが

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">論文審査の結果の要旨</p> | <p>政府が設定し、活用するこの両者の関係が住民のアクションを左右すると想定するものであるからには、もう少し踏み込んだ方法論的な立場の表明が必要であったように思われる。</p> <p>以上のような限界—これは今後の研究への期待でもある—にもかかわらず、その的確な史料読解、緻密な記述、一貫した分析フレームの適用、これらにもとづく汎用性の高い知見の発見とその実践的性格は、今後の研究の発展可能性を十分にもち、公行政分野のみならず、およそ制度とそのクライアントの関係が問題化するさまざまな領域における応用可能性をもっている。</p> <p>以上により審査委員会は、申請者に対して、本学学位規程第 18 条第 1 項に基づいて、「博士（政策科学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。</p> |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">試験または学力確認の結果の要旨</p> | <p>本論文に関して、2023 年 1 月 16 日（月）16:00-17:00 に立命館大学大阪いばらきキャンパス AC338 にて口頭試問を実施した。本論文の公聴会は 2023 年 1 月 27 日（金）17:20-18:20 に立命館大学大阪いばらきキャンパス AC338 にて、オンライン配信を伴うハイブリッド方式で実施された。</p> <p>口頭試問では、申請者が冒頭の 15 分程度で学位申請論文の概要説明が行われ、これをもとに、研究目的・目標、先行研究の整理の視点および本論文との関係、方法論上の立場について質疑がなされ、これらにたいして十分に適切な回答がなされたことを確認した。</p> <p>公聴会では冒頭の 30 分で学位請求論文の概要説明が行なわれ、以下のような指摘を受けている。第一に、論文のキーワードでもある「旧慣」の概念についてである。論文では、「旧慣」の下で、慣習的に継承されてきたインフォーマルなルールとそれに則ってなされる行動の両方が含まれており、これらを区別する必要がないのかどうか。第二に、慣習的に継承され、なお残存していた「穢」を中心とする信念体系と伝染病の蔓延を抑止するための公衆衛生上の施策との整合性、第三に、死亡届制度の分析の際に導入された旧来の信念体系「死の穢」と同様に、出生届に関連する新生児に関する当時の信念体系への言及の必要性等である。これらについて、申請者は冒頭の概要説明では十分に時間をとることができなかった論文中の行論を援用しつつ応答し、今後の研究に委ねられる論点についてはその旨を明確に示した。審査委員会はこれらの質疑にたいする応答が、いずれも的確なものであると判断し、主査および副査は申請者が博士学位授与に相応しい能力を有することを確認した。また、本学位請求論文の提出に先立って、副論文として学術論文が 3 点公刊（掲載証明付きの刊行予定のものを含む）されていることを確認した（『政策科学』第 28 巻 2 号、『政策科学』第 30 巻 1 号、『政策科学』第 30 号 2 号[2023 年 2 月刊行予定]）。また、学位請求論文、副論文のいずれにおいても、外国語（英語）による研究書、研究論文を多数参照、レビューしていることから、研究活動に必要な外国語運用能力を十分に有していると判断される。</p> <p>以上により審査委員会は、申請者に対して、本学学位規程第 18 条第 1 項に基づき、「博士（政策科学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。</p> |